

財政・社会保障の持続可能性に関する  
「制度・規範ワーキング・グループ」  
中間報告 補論

財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」  
中間報告（「世代間公平の観点を中心に」）（案） 補論

目次

|  |    |
|--|----|
| 【補論 1】 財政再建に向けたこれまでの取組み                            | 1  |
| 1-1 国債の大量発行から消費税導入まで                               | 1  |
| 1-2 1990年代の取組み                                     | 2  |
| 1-3 2000年代の取組み                                     | 2  |
| 【補論 2】 財政赤字のメカニズムについての理論的整理                        | 4  |
| 2-1 公共選択的アプローチ                                     | 4  |
| 2-1-1 本人代理人論                                       | 4  |
| 2-1-2 共有地の悲劇                                       | 4  |
| 2-1-3 消耗戦ゲーム                                       | 5  |
| 2-1-4 中位投票者定理                                      | 5  |
| 2-1-5 選挙と財政赤字に着目した議論                               | 6  |
| 2-2 ケインズの財政政策の有効性に関する議論                            | 7  |
| 2-2-1 乗数効果の低下                                      | 7  |
| 2-2-2 政策のタイムラグ                                     | 8  |
| 2-2-3 ケインズの財政政策の非対称性                               | 9  |
| 【補論 3】 世代会計について                                    | 10 |
| 3-1 世代会計に関する議論の概要                                  | 10 |
| 3-1-1 伝統的な世代会計の手法                                  | 10 |
| 3-1-2 世代会計の前提条件としての中立命題                            | 10 |
| 3-1-3 その他の世代会計を巡る論点                                | 11 |
| 3-1-4 世代会計の活用についての考察                               | 13 |
| 3-2 世代会計による世代間公平の現状分析                              | 14 |
| 3-2-1 Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz(1999)による推計 | 14 |
| 3-2-2 吉田(2006)による推計                                | 15 |

|       |                           |           |
|-------|---------------------------|-----------|
| 3-2-3 | 宮里（2009）による推計             | 16        |
| 3-2-4 | 増島・田中（2010a）による推計         | 16        |
|       | <b>【補論4】世代間公平の向上をめざして</b> | <b>18</b> |
| 4-1   | 規範論としての世代間公平              | 18        |
| 4-1-1 | 世代間資源配分問題の特性              | 18        |
| 4-1-2 | 歴史的経路選択に対する責任             | 19        |
| 4-1-3 | 現在世代に対する説明責任              | 19        |
| 4-2   | 法制度を通じた世代間公平              | 20        |
| 4-2-1 | 選挙制度を通じた世代間公平             | 20        |
| 4-2-2 | 環境分野における世代間公平             | 21        |
| 4-2-3 | 社会保障分野・財政分野における世代間公平      | 22        |
| 4-2-4 | 世代間公平基本法の活用イメージ           | 23        |
| 4-2-5 | 世代間公平委員会の活用イメージ           | 23        |
| 4-3   | 政治プロセスを通じた世代間公平の確保        | 24        |
| 4-3-1 | 「非難回避の政治」を越える政治は可能か       | 24        |
| 4-3-2 | 国民世論に基づく政策推進              | 26        |
| 4-3-3 | 基本方針としての世代間公平             | 27        |
| 4-4   | 財政ルールを通じた世代間公平の確保         | 28        |
| 4-4-1 | 現在の政府の取組み                 | 28        |
| 4-4-2 | ドーマー条件                    | 28        |
| 4-4-3 | ポーン条件                     | 29        |
| 4-4-4 | 井堀委員の提案                   | 29        |
| 4-4-5 | 吉野委員の提案                   | 29        |
|       | <b>参考文献</b>               | <b>31</b> |

## 【補論 1】 財政再建に向けたこれまでの取組み

以下では財政再建に向けたこれまでの取組みを概観する。

### 1-1 国債の大量発行から消費税導入まで

(国債の大量発行)

1970年代前半のドルショック及び第1次石油ショックにより高度成長期から安定成長期に移行して以降、わが国の財政状況は急速に悪化した。1974年度予算で巨額の歳入欠陥が発生し、1975年度補正予算では赤字国債が発行されるなど、1970～71年度まで5%前後で推移していた一般会計の公債依存度は、1972年度当初予算で17%まで上昇、1976年度（当初）にはほぼ30%に達した。

(一般消費税導入の失敗)

政府税制調査会は1977～78年に、税負担の引上げを求める方策として一般消費税導入を提言した。しかし、1979年に大平内閣において、一般消費税について実現に向けた準備を進めることが閣議決定されたものの、与党内の反対等により撤回された。

(増税なき財政再建)

一般消費税構想の失敗後、1979年の財政再建に関する国会決議は、いわゆる「増税なき財政再建」の方針としてその後の財政政策を方向付け、財政再建の主眼は支出削減に置かれることとなった。1980年代前半には、第2次臨時行政調査会による精力的な行政改革が進められたが、財政支出削減上の効果は限定的であった<sup>1</sup>。

(売上税導入の失敗)

1980年代半ばには、中曽根内閣において、包括的な税制改革の一部として売上税構想が提唱された。中曽根内閣の税制改革構想は、税制中立下での直間比率是正が目的とされており、売上税は所得税減税の財源として考えられていた。1987年初には売上税法案が国会に提出されたが、野党のみならず与党内からの反対により、売上税法案を含む税制改革関連法案は廃案となった。

(ネット減税となった消費税導入)

1988年12月、竹下内閣において消費税法案が成立し、翌1989年4月から施行された。この時の税制改革においては、消費税の創設に合わせて、所得税減税、物品税廃止による減収、法人税減税等が行われ、また、国民の間で不人気な消費税の導入への配慮の他、1980年代後半のバブル発生に伴う急激な増収増を背景として、消費税の税率は3%とされたため、事前の増収見込みベースでは、税制改革全体ではネットでは2.6兆円の減税となった。

---

<sup>1</sup> 國枝（2004）、田中（2011）

## 1-2 1990年代の取組み

(国民福祉税構想の失敗)

1994年、細川内閣において、総額6兆円の所得税等の先行減税とともに、税率7%の国民福祉税構想が提案された。これは、従来同様の所得税減税と消費税増税というパッケージであった<sup>2</sup>。しかし、国民福祉税構想は、連立与党及び世論の大きな反発により、撤回された。

(先行減税を伴う消費税率の引上げ)

1994年6月に誕生した自民・社会・さきがけ各党の連立政権下において、先行する5.5兆円の所得減税と1997年4月からの消費税率5%への引上げを中心とする税制改革関連法案が1994年11月に成立した。そこでは、特別減税として2.0兆円、累進緩和策を内容とする制度減税3.5兆円のうち、制度減税分が消費税引上げ分に相当する税制中立で行われた。なお、消費税率の5%への引上げは予定通り行われた。

(財政構造改革法導入及び同停止法)

1997年には、橋本内閣において、「財政構造改革の推進について」が閣議決定され、これに盛り込まれた各種の方策と枠組みを明確にするための「財政構造改革の推進に関する特別措置法」が成立した。同法は、国と地方の財政赤字の対GDP比3%以内、特例公債脱却及び公債依存度の引き下げを目標とし、その達成年度を2003年度とした。しかし、1997年5月から景気は後退局面に入り、1998年12月、景気回復を優先するため、同法を凍結する「財政構造改革の推進に関する特別措置法停止法」が成立した。

## 1-3 2000年代の取組み

(構造改革、歳出・歳入一体改革)

2001年4月に発足した小泉内閣において、財政構造改革をはじめとした各種の構造改革への取組みが行われた。内閣府に設置された経済財政諮問会議を中心にまとめられた「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(2001年6月閣議決定)及び「構造改革と経済財政の中期展望」(2002年1月閣議決定)では、日本経済が目指す経済社会の姿と、それを実現するため、公共事業費の削減等の構造改革を中心とした経済財政運営の将来展望が示

---

<sup>2</sup> 石(2008)は、国民福祉税導入と消費税廃止による負担増はネットで9.5兆円、負担減は減税6.0兆円、歳出増2.1兆円及びつなぎ国債の償還財源1.4兆円の計9.5兆円で、国民負担の面での中立を図るものであったとする。一方、加藤(1997)は、「増税のための歳出措置として計上された平年度2.1兆円(の少なくとも一部)は、純増税と考えられた」とし、國枝(2004)は、「先行減税分の補填後でも平年度で2兆1000億円のネット増税になることが想定されていた」とする。

された。

さらに、日本経済の景気回復が進む中で財政構造改革路線の道筋を明確にするため、2006年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、「歳出・歳入一体改革」の基本的考え方が示された。これは、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するとともに、名目経済成長率を3%とした場合に基礎的財政収支の黒字化のために必要となる対応額16.5兆円のうち11.4~14.3兆円を歳出削減で対応すること等を目標とした。しかしながら、世界金融危機による景気後退を受け、「平成21年度予算編成の基本方針」（2008年12月閣議決定）において、同改革は事実上先送りされた。

## 【補論2】財政赤字のメカニズムについての理論的整理

財政赤字のメカニズムについては、政治プロセスを含む現実の政府の経済行動を分析した公共選択的アプローチとケインズの財政政策の有効性に関する議論とに大別される。

### 2-1 公共選択的アプローチ

政治プロセスを含む現実の政府の経済行動を分析する公共選択的アプローチを概観する。従来の経済学のアプローチにおいては、政府はその社会の構成員の経済厚生を最大化するように行動するとの前提に立っていた。しかしながら、現実を選択される政策は、政府を構成する政党や、政治家、官僚などのそれぞれ異なった集団の自らの利益追求の結果であるという考え方が有力になっている。このような考え方の下、公共選択的アプローチでは、集団の利益追求行動に着目している。

#### 2-1-1 本人代理人論

投票権のある現在世代の利益は、投票を通じて選ばれた政治家（代理人）を通じて、政策に反映されることとなる。一方、投票権のない将来世代の利益を代表する代理人は明示的には存在しない<sup>3</sup>。Cukierman and Meltzer (1989) は、現在世代の人々が将来世代への課税によって償還される公債発行に投票する結果、現在の消費を増加させ、将来の資本を減少させることとなると結論付けている。このように、現在の政策決定プロセスにおいて将来世代の利益を代表する代理人が明示的に存在しないため、将来世代の不利益となるような公債発行につながっているという議論がある。

Mulligan and Sala-i-Martin (1999) は、投票権のある現在世代の中でも時間に余裕がある高齢者ほど政治的なロビー活動で有利な立場となるため、人口構成以上に高齢者の意見が反映されることとなり、結果として高齢者向けの財政支出が拡大することを示した。

#### 2-1-2 共有地の悲劇

Velasco (1997, 1999) は、財政が共有財産であることに着目して財政赤字を説明する。そのモデルでは、各利益団体が利己的に行動する結果、各利益団体が便益を受ける財政支出に見合う税負担（＝社会的に望ましい税負担）がなされないことにより、財政赤字が発生するとしている。そこでは、財政という共有財産に対して、利益団体がどのような行動をとるかについて、公共選択的ア

---

<sup>3</sup> 國枝 (2004) は、現在の財政システムの中で、財政当局が将来世代の利益を代表する代理人の役割を事実上果たしていることを指摘している。

アプローチにより分析している。利益団体は自らが受け取る財政支出のメリットを受け取る一方、コストについては共有財産から支出され、各利益団体はその一部しか負担しない。このような各利益団体の利己的な行動の結果、経済の安定化機能が不要なケースであっても、恒久的な財政赤字が発生することが示されている。

別所（2010）は、このような財政赤字のメカニズムについて「一般に公債の償還を含む財政支出は租税で賄われ、その負担が広く分散するのに対し、特定の集団が財政支出の便益を受け取ることはしばしばある。このとき、便益を多く受け取る集団が財政支出の決定に影響を及ぼすことができれば支出額は多くなるだろうし、もしその集団が将来の税負担も軽減されると考えていたり、より早く支出を受け取ったほうが得だと考えていたりすれば、税ではなくて公債で財源調達しようとする」として、「共有地の悲劇」<sup>4</sup>が公債発行を通じた将来世代の負担に結びつくことを指摘している。

### 2-1-3 消耗戦ゲーム

公共選択的アプローチに基づいた利益団体に関するもう一つの有力な分析として、Alesina and Drazen（1991）が提唱した財政再建の負担をめぐる利益団体の対立を説明した消耗戦ゲームがある。消耗戦ゲームは、財政再建が望ましいことを各利益団体が理解している場合であっても、財政再建に伴うコストを先に譲歩した他の利益団体に押しつけることを期待して、改革が遅れることを示すモデルである。そこでは、利益団体が協力して早く財政再建を実施すると、みんなが得をしていたはずであるが、それが均衡では実現しないこととなる<sup>5</sup>。

### 2-1-4 中位投票者定理

Black（1948）が提唱した中位投票者定理は、選択対象が一つで、すべての投票者の選好が単峰型<sup>7</sup>であり、どの投票者も二つの選択肢について自由に提案ができるならば、多数決投票では中位投票者の効用最大化点が安定的、支配的な

---

<sup>4</sup> 佐藤（2006）は、「共有地の悲劇とは、所有権の存在しない（よって、誰でもアクセスできる）資源（山林・漁場など）が過剰に搾取される状態を指す。ここで「共有地」にあたるのが中央政府の財源である」と説明し、この問題を克服するためには、中央政府の政策決定過程の集権化が不可欠と主張している。

<sup>5</sup> モデルの解説は井堀（2001）に詳しい。

<sup>6</sup> 共有地の悲劇と消耗戦ゲームは、利益団体の負担をめぐる対立をモデル化したものであり、利益団体の利己的な行動の結果、望ましい均衡が実現しない点は共通している。一般的には、共有地の悲劇では公債発行の拡大がゲームの均衡となるのに対し、消耗戦ゲームでは財政再建の遅れがゲームの均衡となる。

<sup>7</sup> 選択対象に大小関係がつけられ、個人にとって効用最大化点から離れるほど効用が低下するという選好をいう（土居，2000）。



社会的決定になるというものである。

中位投票者定理による国の財政赤字のメカニズムの説明については、国政選挙は直接投票制ではないこと、選挙における争点が複数あること、高齢者が将来世代の利益を考慮して投票する可能性があること<sup>8</sup>等により、厳密な意味での実証分析はなされていないと思われるが、中位投票者定理の存在を指摘する論者は多い。例えば、青木・Vaithianathan (2010) では、「現在の日本の有権者年齢の中央値は 51 歳で、これからの 15 年間でさらに上昇することが予想される」としており、選挙における高齢者の影響力を指摘している。井堀・板谷 (1998) では、受益者負担の原則が成立していない現状で、国民にとって歳出拡大と税負担減少の誘惑は大きく、特に高齢・少子化が進展し、老年世代ほど投票の機会費用が小さく、選挙に行きやすいことを考えれば、現在の老人世代や団塊の世代の利益を反映した政策が採用されやすいとしている。

また、公共選択の立場を提唱したブキャナン・ワグナー (1979) においても投票行動についての指摘がある。そこでは、公共支出の大きさの選択について選挙民の比較的若いメンバーの「選好する経費水準は、公債が現在の課税によって代わっても元のまま変わらないだろう」とする一方で、「選挙区民のうち年配者は、公債財政のもとでより高い支出水準指向をはっきりと表明するだろう」としている。結果として、『代表されていない者』は、祖先の選択した負担を負わなければならないところのまだ選挙権のない将来の納税者であるから、政治家に寄せられる純圧力は明らかに支出拡大傾向をもつ」と結論付けている。

### 2-1-5 選挙と財政赤字に着目した議論

Nordhaus (1975)、Rogoff (1990) では、選挙直前に財政赤字が拡大する政治的財政循環の可能性について政治家の再選動機から指摘している。政治的財政循環については、選挙の時期に財政支出が変化するかどうかが及び財政支出の変化が有権者に支持されるかどうかという 2 つの方向から実証分析が行われてきたが、分析結果にばらつきがあり、政治的財政循環の評価ははっきりしない<sup>9</sup>。同様の議論として戦略的財政赤字がある。そこでは、有権者が財政赤字を支持することを前提とせず、赤字発生メカニズムを説明している。Tabellini and Alesina (1990) は、政治家の財政に関する選好がそれぞれに異なり、また現職政治家が落選リスクにさらされているとき、現職政治家は、選好の異なる後任の政治家の財政上の自由度を限定するために公債や財政赤字を戦略的に利用する可能性を指摘している。この戦略的財政赤字は、1983 年以降における米国の

<sup>8</sup> 高齢者が将来世代の利益を考慮して行動するのは、「バローの中立命題」が成立するケースである。

<sup>9</sup> 実証研究の結果については、別所 (2010) に詳しい。

共和党のレーガン・ブッシュ両政権下の財政赤字を説明する有力な一つの見方とされている（バロー（2010）ほか）<sup>10</sup>。國枝（2004）は、長期一党優位体制の下においては、政権交代を睨んだ戦略的財政赤字を用いる必要性は少ないが、政権交代の可能性が生じてくると、与党に戦略的財政赤字を用いるインセンティブが生じ、財政赤字が拡大することとなると指摘する。

## 2-2 ケインズの財政政策の有効性に関する議論

財政に期待される役割は、資源配分上の機能、所得再分配機能、安定化機能がある。このうち、安定化機能については、不況対策としてケインズの財政政策が積極的に活用されてきた（特に、バブル経済崩壊以降）。しかしながら、ケインズの財政政策の有効性の限界が理論的にも実際の経済においても指摘されており、我が国におけるバブル経済崩壊以降のケインズの財政政策が財政赤字拡大の要因になった可能性がある<sup>11</sup>。以下では、ケインズの財政政策の効果及びタイミングについて整理する。

### 2-2-1 乗数効果の低下

井堀・板谷（1998）では、「1990年代に入ってから財政赤字拡大の背景にはケインズの景気刺激政策がある」とした上で、需要面での公共投資の有効性を図る指標である乗数効果が最近ではかなり小さくなっていることを指摘している。その理由として、「景気が良くなると金利の上昇圧力が生まれるが、これが円高要因となり、日本の輸出を抑制し、輸入を刺激して、日本の総需要の拡大を相殺する方向に働くマンデル＝フレミング効果」のほか、「公共投資拡大の財源として公債を発行してまかなっているが、これが将来の増税の可能性を予想させ、家計は消費よりも貯蓄意欲の方を強める結果、追加的な消費の拡大効果が生じない（公債の中立命題）」等の説明も考えられるとしている。

乗数効果に関する実証研究においては、ほとんどの研究においてケインズの財政政策がGDPに一定の影響をもたらすことが確認されているものの、北浦・南雲（2004）では、「政策の民需に対する波及効果が小さい、又は財政政策は、景気の下支えはしたかもしれないが、景気の流れを支配するほど大きな影響は

---

<sup>10</sup> バロー（2010）では、小さな政府を志向するレーガン政権が、財政赤字を出して政府債務のGDP比を高めることで、将来の政権が政府購入と政府移転を高水準にすることを政治的に困難にする可能性を指摘している。これに対し、國枝（2004）は、レーガン大統領が、大減税による財政赤字削減を主張していたことを指摘し、レーガン政権の戦略的財政赤字の可能性に懐疑的な見解を示している。

<sup>11</sup> 「財政運営戦略」（2010年6月）によると、「過去20年間、不況対策としても行われた公共事業の拡大は、効率的な投資でなかったため、必ずしも成長に寄与せず、約60兆円の国債残高の増加につながり、こうした債務残高の累増が財政政策上の選択肢を狭めていくこととなった」としている。

持ち得なかった」ことが研究者のコンセンサスに近いと指摘している。

さらに、サンプル期間を複数に分けた複数の研究では、財政政策の効果が1990年代に低下したことが示されている<sup>12</sup>。例えば、経済企画庁（1998）では、公共投資の民間需要刺激効果の計量モデル<sup>13</sup>による検証を行い、公共投資が短期的に民間需要を刺激する効果は1980年代までは大きく速やかに現れていたのに対し、1990年代にはその効果は減殺され、小さくかつ緩やかにしか現れていないことを指摘している。経済企画庁（1998）では、乗数効果低下の背景として、クラウドイング・アウト効果やマンデル＝フレミング効果、財政赤字の拡大等についても検討した上で、民間部門の自律的回復メカニズムが弱まったことが主因であると結論付けている。

また、井堀・中里・川出（2002）では、1990年代の景気と財政政策についての計量モデル<sup>14</sup>を用いた分析を行い、1990年代の公的固定資本形成の影響は1989年までと比べて、それほど大きなものでないことを示した。

さらに、川出・伊藤・中里（2004）では、公共投資が民間需要に及ぼす効果のみならず、政府債務の累増が民間需要に与える効果についても同時に検証する計量モデル<sup>15</sup>を用いた推計を行っている。推計の結果、公共投資の民需刺激効果は、1990年代にそれ以前と比べて相対的に低下していることを確認した。また、1990年代に入って政府債務の累増が消費や投資に与える効果がよりはっきりとしたものとなって表れてきている可能性を指摘している。

## 2-2-2 政策のタイムラグ

ケインズの財政政策の有効性を確保するためには、適時適切なタイミングで発動することが重要である。金融政策に比べ財政政策は予算関連法案など国会の議決を必要とするため、機動的な財政運営には限界がある。

経済企画庁（1998）は、政策のタイムラグが長いほど裁量的財政政策の有効性が弱められることを指摘している。しかし、経済企画庁（1998）では、政策のタイムラグを経済情勢の悪化を認識するまでにかかる時間（認知ラグ）、経済対策の実施を決定するまでにかかる時間（決定ラグ）、政策を具体化し実施に移すまでにかかる時間（実行ラグ）<sup>16</sup>及び政策を決定してからマクロ的な政策効果が発現するまでにかかる時間（外部ラグ）に分けて分析を試み、こうしたラグが90年代に入ってから財政政策の効果を弱めているとはいえないと結論付けている。

---

<sup>12</sup> 川出・伊藤・中里（2004）、中里（2005）等。

<sup>13</sup> 無制約型VAR（多変量自己回帰）モデルによる。

<sup>14</sup> 無制約型VAR（多変量自己回帰）モデルによる。

<sup>15</sup> 構造型VAR（多変量自己回帰）モデルによる。

<sup>16</sup> 「認知ラグ」、「決定ラグ」、「実行ラグ」は、「内部ラグ」と呼ばれている。

### 2-2-3 ケインズの財政政策の非対称性

ケインズの財政政策に期待される安定化機能は、不況時には積極的な財政政策により景気を下支えし、好況時には緊縮的な財政政策により景気の引締めを図ることにより、財政政策が経済のクッションの役割を果たすことである。しかしながら、現実の世界では、政治的なバイアス等を背景として、不況時には積極的な財政政策は発動されやすいが、逆に好況時には緊縮的な財政政策は発動されにくいという「非対称性」が存在する。その結果、ケインズの財政政策は不況対策として用いられる傾向が強くなり、長期的な財政赤字の拡大につながるものが一般に指摘されている<sup>17</sup>。

---

<sup>17</sup> 例えば、井堀（2008b）において指摘されている。

## 【補論 3】世代会計について

### 3-1 世代会計に関する議論の概要

世代会計は、Auerbach, Gokhale and Kotlikoff (1991) により提唱されて以降、世代間の受益と負担の不均衡を分析する有益なツールとして活用され、多くの研究事例がある。世代会計とは、各世代における政府と民間とのお金のやり取りを、世代別に分類し、現在価値化して集計したものである。世代会計により、人々は、それぞれ生涯を通じて、政府に対してどれだけの負担をなし、政府からどれだけの受益を受けるかが可視化されることとなり、世代間の不均衡の分析に役立てることができる。また、政策の変更が各世代の受益と負担に与える影響を分析するツールともなりうる。

#### 3-1-1 伝統的な世代会計の手法

まず、Kotlikoff らが提唱した伝統的な世代会計の手法について、アウアバック・コトリコフ・リーブフリッツ (1998) に基づき概観する。世代会計は、現在世代もしくは将来世代が政府の財政支出 (= 将来予測される財とサービスの政府支出と純政府債務の合計の現在価値) をまかなうという政府の異時点間の予算制約に基づいて計算される。政府の異時点間の予算制約においては、現在世代及び将来世代が将来納める純税<sup>18</sup>の現在価値が、将来の政府支出及び純政府債務の現在価値を十分にカバーできることが求められる。世代会計においては、現在世代の残りの生涯<sup>19</sup>において現行の政策を維持した場合、異時点間の予算制約を満たすために将来世代に課すことが必要となる負担の推計を行うことにより、世代間不均衡について定量的に示すことができる<sup>20</sup>。また、政策の変更により世代間不均衡がどのような影響を受けるかを試算することにより、世代間公平の観点から政策の評価を行うことが可能である。

#### 3-1-2 世代会計の前提条件としての中立命題

世代会計は、①人々が毎年の可処分所得のみならず生涯にわたる予算制約を考慮して行動するライフサイクル仮説が成立し、②人々が世代の枠を越えて合理的に行動するという「バローの中立命題」が成立しない場合に、特に有益となる。人々がライフサイクル仮説的な視点を持たず毎年の可処分所得のみに関心があるケースでは、世代会計によらずとも財政赤字の指標としては毎年の赤

---

<sup>18</sup> 純税とは、納税額から社会保障、福祉、その他の受領した移転給付を差し引いたものをいう。

<sup>19</sup> 世代会計では、人が何歳まで生きるかの仮定を置いた上で推計を行っている。

<sup>20</sup> 世代会計では、現在世代と将来世代の世代間不均衡の推計に加え、現在世代を年齢グループ（「20歳以上 30歳未満」、「50歳以上 60歳未満」等）に分類し、現在世代の年齢グループ間の世代間不均衡の推計も可能である。

字額で十分となる。また、「バローの中立命題」が完全に成立するという極端なケースでは、世代間の政府による再分配政策は、遺産による民間部門の自発的な再分配政策によって完全に相殺されることとなる。このケースでは世代という分類自体が意味を失うのみならず、増税であろうが、公債発行であろうが、人々の行動に変化はなくなってしまうこととなる。

ライフサイクル仮説については、過去の実証研究において概ね支持されている。例えば、ホリオカ（2004）では、年齢別の貯蓄率を用いた分析により日本ではライフサイクル仮説が成り立っているとしている。また、ホリオカ・山下・西川・岩本（2002）は、アンケート調査のデータを用いた分析により、ライフサイクル仮説の適合度が日本では極めて高いと結論付けている。

バローの中立命題については、近藤・伊藤（2004）による実証研究によると、①1990年代後半までのデータからは、世代ごとに恒常所得仮説にもとづく消費計画を立ててはいるものの、世代間に利他的な結びつきはないか、あっても完全でないために中立命題は支持されない、②財政赤字幅がよりいっそう拡大し、公債残高が累積していった2001年度までのデータを用いると、中立命題が支持されやすくなると結論付けている。また麻生（2001）では、「家計がバロー的な遺産動機を持つ場合、公的な世代間移転は遺産によって相殺されてしまうので、世代会計による分析は意味を持たなくなる」とした上で、「過去の実証研究の多くはバロー的な遺産動機よりもライフサイクル仮説を支持している」としている。さらに、Cutler（1993）の後世代のことを配慮する家計が存在する下では、世代会計は意味を持ちにくいとする主張に対して、Kotlikoff（1997）はバローの中立命題を否定する研究はすでに非常に多く存在していること等を示し、世代会計は意味を失うことはないと反論している。いずれにせよ、バローの中立命題が完全に成立するというケースは考えにくく、したがって、世代会計それ自体には現実性があると考えられる。

### 3-1-3 その他の世代会計を巡る論点

中立命題を巡る問題のほか、世代会計に対しては、①政府消費や公共投資などの便益を考慮していない、②政府行動の変化に対する家計の反応が考慮されていない、③政府の歳入・歳出の将来推計の前提条件が恣意的である、④割引率の想定に大きな影響を受ける等の問題点が指摘されている（増島・田中（2010a））。

このうち、①の政府消費や公共投資などの便益を考慮していない理由について、アウアバック・コトリコフ・リーブフリッツ（1998）は「こうした政府支出の利益を各世代に帰属させるのは困難だからである」としている。また、吉田（2008）では、世代会計は、家計が生涯所得を制約として最適化行動をとつ

ているという新古典派の標準的な想定に依拠しており、その一方で、政府消費は必ずしもその 100%を便益として考えるわけにはいかない等の理由から、政府支出を各世代に帰属させるべきではないと主張している。しかし、実際には多くの研究で、教育費支出を政府消費ではなく世代間移転とした推計を行うなどの修正が図られている。

②の政府行動の変化に対する家計の反応が考慮されていない点に対して **Kotlikoff (1997)** は、世代会計の推計結果は一般均衡モデルのもとに各世代の効用を比較する研究方法によって得られた結果と大きく違いがないことをあげ、世代会計の方法と結果は世代間の真実の負担を近似するのに適切であると主張している<sup>21</sup>。

③の政府の歳入・歳出の将来推計の前提条件が恣意的であるとの指摘に対して、**Kotlikoff** はその指摘を受け入れ、将来推計の方法には様々なアプローチがあつてしかるべきであるとしている。吉田 (2006) は、「この点については、世代会計は政府収支の将来予測をすることがその主眼であるわけではなく、世代間の不均衡の程度を定量的に明らかにすることにあることを考慮すれば、重要な問題ではないと考えられる」としている。増島・田中 (2010a) では、現行の社会保障制度ならびに予定されている改革を反映して各世代の受益と負担を推計する等の工夫を加えている。

この点に関連して、政府の歳出の将来推計において、行政の効率化努力（いわゆる無駄とり）をどう見込むかという点も論点となりうる。無駄に関連して井堀 (2008a) は、「誰からみても明らかな無駄」である「絶対的な無駄」は「それほど大きくはない」とし、「結果としてやむを得ず生じるムダや国民に痛みを伴う無駄・・・の方が・・・はるかにその規模が大きい」と指摘する。行政効率化のための努力は不断に行われるべきであるが、新たな行政需要が生じることは否定できないことも考えあわせれば、世代会計の推計にあたっては将来の政府歳出についても合理的・論理的に考えていく必要があると考えられる。

④の割引率の想定に大きな影響を受ける点について、標準的な世代会計の推計では、割引率を 5%に設定している。この点について、**Auerbach, Gokhale and Kotlikoff (1991)** は、「政府の収支に関して、リスクがないものと見なせば、国債の利子率を用いるのが適当であろう。(中略) 単一の割引率を用いるのは適当でなく、異なったリスクに直面したものには異なった割引率を用いるべきであるとの考え方のもと、この点は改良すべき点である」ことを認めている。増島・

---

<sup>21</sup> さらに **Kotlikoff (1997)** は、「理想を言うなら、すべての政治家や報道関係者や大衆に動学的な確率的一般均衡モデルの結果を無理にでも理解してもらふところであるが、それは現実的でないので、政策の世代間に及ぼす影響を伝えるのにこの世代会計の結果を用いる」としている (吉田, 2006)。

田中（2010a）は、世代会計を政策ツールとして活用できるようにすることを目的として、利子率と成長率との差が一定であると想定し、利子率が成長率を2.0%上回る水準に設定するなど、推計方法の改善が試みられている。

### 3-1-4 世代会計の活用についての考察

世代会計は、各世代における政府と民間とのお金のやり取りを個人レベルの生涯の受益と負担という形で表現するため、世代間公平の可視化につながるメリットがある。コトリコフ（1993）は、国の財政赤字等の桁数の多い政府統計は、「読者や筆者にとって、いったいどのような意味を持っているのだろうか。政府がわれわれ一人ひとりから、現在と将来において、いくら取り立てようとしているか明らかにしてくれたほうがよいのではないだろうか。世代会計は、その方向に目を向けている」としている。もっとも、財政赤字や債務残高についても、政府によって国民一人当たりで表現する等の工夫がなされてきているが、これと比べても、世代会計が示す個人ベースの生涯における受益と負担は、世代間公平についての認識の共有に非常に有効であると考えられる。

世代会計は、現在世代と将来世代もしくは現在世代の中の年齢グループ間の世代間不公平を明らかにするだけでなく、政策の変化が世代間公平に与える影響の評価にも活用することができる。コトリコフ（1993）は、世代会計は「将来世代と新生児世代の勘定の比較、および政策変化によって引き起こされるそれぞれの世代の勘定の変化の比較が肝心の注目点でなければならない」としている。世代会計の活用にあたっては、政策の変化の世代間公平への影響の試算及び毎年の推計による政策の世代間公平への影響に関する評価を実施することが、望ましい政策決定の指針となりうると考えられる。

さらに、増島・田中（2010b）は、これから生まれてくる将来世代についても生年別の受益と負担を推計している。これにより、将来世代を漠然と定義するのではなく、現在世代の人々の関心が強い近い将来世代への影響を明示的に示すことが可能となる<sup>22</sup>。

このように世代間公平の可視化や政策評価に有用な世代会計であるが、その問題点と限界について概観する。まず世代会計の解釈についての注意点として、コトリコフ（1993）は、「世代会計は、女性が不当に取り扱われているか否か、もしくは高齢者が過去に過分によい扱いを受けてきたか否かといった、とてつもない大きな公平の問題を解決したり、これに取り組んだりするようにデザイ

---

<sup>22</sup> 吉良（2006）は、現在世代の生存にとって、その社会実践を直接に引き継ぐ「近い将来世代」の存在が不可欠であるとの観点から、配慮義務の正当性を議論している。（【補論4】4-1-3参照。）



ンされているのではない」としている。このように、世代会計は各世代の政府に対する受益と負担を捉えたものであり、「経済状況の恵まれなかった世代には低い純負担率が望ましい」、「現在の高齢者世代は社会保障制度がないためにその親の世代を私的に支えていた」、「現役世代はこれまで残された資本ストックその他の受益がある」等のすべての世代間公平を巡る議論に応えるものではないことに留意が必要である<sup>23</sup>。

また、世代会計は、世代に属する人々を一括りにして、生涯における政府に対する受益と負担の平均値を推計している。「全国消費実態調査」個票から計算される世帯類型別の受益と負担によると、同一世代に属する家計であっても、世帯類型によって大きな違いがみられる。世代会計は、現在示されている限りでは、あくまで各世代の平均値による世代間不公平の比較であることに留意が必要である。

さらに、世代会計においては将来の経済成長をどのように見込むかが重要となる。我が国の今後の経済成長をより高めるため、成長戦略により一層取り組むことには極めて重要であるが、経済の成熟段階にある我が国において、過去の高度成長期や近年の新興国のような高い経済成長率を期待することは困難であると考えられる。将来の経済成長率については、各種の経済分析を踏まえた合理的・論理的な見込みを置くことが適当であると考えられる。

世代会計の手法については、3-1-3で概観したとおり、最近の研究では多くの改善が図られている。しかし、世代会計は遠い将来についても単純化した仮定を置く必要があり、推計結果については一定の幅をもってみる必要がある。

以上のとおり、世代間公平の分析にあたっては、世代会計の問題点と限界に留意する必要があるものの、最近の研究では様々な改善が図られており、これらの努力を継続した上で、世代間公平を定量的に示し可視化する手法として世代会計というツールを有効に活用することが可能であると考えられる。

### **3-2 世代会計による世代間公平の現状分析**

世代会計を活用した我が国の世代間公平の現状についての4つの研究事例について概観する。

#### **3-2-1 Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz(1999)による推計**

Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999) は、世界17か国について世代会

---

<sup>23</sup> 内閣府「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」（平成23年5月30日）参照。

計を推計し、国際比較を行った。推計方法は、基本的に Auerbach, Gokhale and Kotlikoff (1991) が最初に開発したものを利用した。

新生児世代と将来世代の世代会計とを比較すると<sup>24</sup>、17 か国中不均衡絶対額の最も大きい国は日本である。百分率で表すと、日本の場合は、ケース A (教育費が政府支出として扱われる場合) で 169%<sup>25</sup>、ケース B (教育費が移転給付として扱われる場合) で 338%の増となっている。これは、将来の日本人は新生児世代が将来納める納税額の 2.7 倍から 4.4 倍相当の負担が課されることを意味する。Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999) は、特に厳しいとされる日本の世代間不均衡の原因は急速に進む高齢化にあるとしている。

日本の世代間不均衡は最悪であるが、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェーおよびブラジルの不均衡もかなり厳しい。これらの諸国では、現在世代がもっと重い税金を納めるか、各国政府が支出を抑える必要があり、そうでない場合は、将来世代の納税負担はケース A の場合で 75%以上、そしてケース B の場合で 100%以上増大してしまうことになるとの結果が示されている。

### 3-2-2 吉田 (2006) による推計

吉田 (2006) では、Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999) による 1995 年時点での世代間の国際研究プロジェクト研究を踏襲し、日本の世代会計の推計を行っている。推計の結果、以下のことが明らかになった<sup>26</sup>。

- ・政府の教育費支出を政府消費とみなすケース A では、世代間不均衡は 591.7%であり、将来世代は現在世代の 7 倍近くの生涯純負担を負う。

- ・政府の教育費支出を若年世代への移転とみなすケース B では、世代間不均衡は 1709.1%であり、将来世代は現在世代の 18 倍以上の生涯純負担を負う。

この結果を同様の推計を実施した 1995 年推計の値と比較すると、現在世代の生涯負担を基準として評価した将来世代の生涯純負担については、金額ベースにおいても不均衡においてもともに大きく増大し、5 年間に世代間不均衡がより拡大している。この理由として吉田 (2006) は、財政政策を通じた世代間所得移転が拡大していること、高齢化がなお一層進行してきていること等を挙げている。なお、高齢化が起こらないと仮定した場合の試算によれば、世代間不均衡

---

<sup>24</sup> 伝統的な世代会計では、現在世代の過去の負担は考慮せず将来の負担のみを考慮するため、現在世代の生涯負担の基準に新生児世代が用いられている。

<sup>25</sup> 百分率は世代間不均衡の額を意味し、将来世代の純負担額の増加分 (将来世代の純負担額 - 新生児世代の純負担額) の、新生児世代の純負担額に対する比率を示す。

<sup>26</sup> ここでは、世代会計の標準ケースである経済成長率 1.5%、割引率 5.0%の仮定で推計されている。なお、2005 年の『厚生年金・国民年金 平成 16 年財政再計算結果』の年金財政再計算の仮定 (経済成長率 1.1%、利子率 2.2%) に基づく試算では、ケース A で 256.4%、ケース B で 432.8%となっており、世代間不均衡は基準ケースの値より小さくなっている。

は 183% (ケース A) から 346% (ケース B) と上記に比してかなり小さくなり、わが国の急速な高齢化が大きな世代間不均衡をもたらしている一因となっていることが示されている。

また、吉田 (2006) は世代会計を用いて政策変更の試算を行っている。一般に、世代会計による世代間不均衡の推計においては、現在世代は現行制度を前提に今後の受益と負担を推計し、政府債務を清算するための追加負担は、将来世代だけに負わせる仮定が置かれている。そこで吉田は、世代間の不均衡を解消するための負担について将来世代のみならず現在世代にも負わせている。吉田が行った試算では、負担引上げと受益引下げのどちらのケースにおいても大幅な負担増加と受益削減が必要であることを示している<sup>27</sup>。

### 3-2-3 宮里 (2009) による推計

多くの世代会計による推計は、基準年の政策を所与とした現在世代と将来世代の負担格差の推計に重点が置かれている。世代会計の政策決定への活用にあたっては、過去からの世代間格差の推移を把握することも有益であると考えられる。

世代会計をこのような観点から用いた宮里 (2009) は、1990~98 年に世代間の再配分がどのように推移したかについて推計をしている。推計の結果、90 年代の政策は 20 歳代を含めた現在世代の負担を軽くする一方で、一貫して将来世代に負担を先送りする政策がとられていたと結論付けている。具体的には、1990 年代における 20 歳代の世代と将来世代の生涯負担率<sup>28</sup>の差は 5.5%ポイント程度であったのが、98 年には 51.7%ポイントに広がる結果となったとしている<sup>29</sup>。

### 3-2-4 増島・田中 (2010a) による推計

増島・田中 (2010a) は伝統的な世代会計に対して以下の 4 点の改善を加えた。すなわち、

- ・ 基準時点 (2008 年) に生存する現在世代について、基準年より前の受益と負担を推計し、現在世代間の受益・負担の不均衡を比較可能とした点、
- ・ 将来のマクロ経済変数について、人口動態などを反映し、より日本経済に即した想定を設けた点、

<sup>27</sup> 特に、受益削減では社会保障、移転支出等を現行の半分以下の水準まで引き下げなければならぬという結果を示した。

<sup>28</sup> 宮里 (2009) のいう生涯負担率とは、20 歳代の世代における生涯純負担に対する各世代の生涯純負担の比率をいう。

<sup>29</sup> 経済成長率 2%、利子率 4%での推計結果。宮里 (2009) では、20 歳未満を将来世代として扱っているため、新生児世代ではなく 20 歳代を基準として将来世代の比較を行っている。

- ・ 現行の社会保障制度ならびに予定されている改革を反映して各世代の受益と負担を推計した点、及び、
- ・ 各世代の実質的な負担の重さを評価するため、生涯のネット負担の、生涯所得に対する比率（生涯純負担率）を用いて評価した点

の4点である。

推計の結果、政府の予算制約を満たすための負担をすべて将来世代が負うと仮定した場合、将来世代の生涯純負担率は44.1%となり、0歳の生涯純負担率は12.9%となる。現在の財政構造や社会保障制度は、今後予定されている改革を考慮しても、将来世代に大きな負担を残すものとなっており、現在世代と将来世代の間に大きな世代間不均衡が生じている。

そして、基礎的財政収支を2015年以降GDPの8%弱改善すると、イ)純債務残高対GDP比は安定化し財政の持続可能性が確保される、ロ)将来世代と0歳世代の不均衡は大幅に縮小するが、ハ)増税を行うと若い世代ほど負担が高まり現在世代間の不均衡は拡大する。

基礎的財政収支の改善に向けた取り組みが2035年まで遅れると、イ)現在世代間の不均衡はさらに拡大する、ロ)債務を安定化するために必要な基礎的財政収支改善幅はGDPの12%弱まで大きくなる一方で、ハ)安定化したときの純債務残高も高い水準（対GDP比260%）にとどまってしまうと指摘する。

## 【補論4】世代間公平の向上をめざして

補論4においては、世代間公平の向上をどのように実現するかを議論する。世代会計については補論3で整理しているので、ここではそれ以外の方策について整理する。具体的には、規範理論から世代間公平を考察することにより世代間公平の向上をめざす政策の正当性を考察（4-1）し、それを法制度・政治プロセスを通じて確保する方策を検討する（4-2、4-3）。そして、財政ルールについて概観する（4-4）。

### 4-1 規範論としての世代間公平

#### 4-1-1 世代間資源配分問題の特性

世代間資源配分を考える際、現在世代内の配分を考えるときとは異なった考慮が必要になる<sup>30</sup>。まず、世代間資源配分には、①現在の退職者世代、②現在の勤労者世代、③現在の子供世代、④これから誕生する将来世代という、非常に長い期間にわたる世代が関わっており、このうち現在の政策について投票権（決定権）を持つのは①と②のみである。このため、議会制民主政治の下においては、構造的に現在利益が反映されやすくなり、③と④の利益が実現されにくくなる。

また、政策を決定する世代とその影響を受ける世代は時間的に隔絶している。そこには、イギリスの哲学者デレク・パーフィットによって指摘された将来世代の非同一性問題（non-identity problem）<sup>31</sup>がある。これは、将来どのような選好や価値をもつ人々がどれだけの人口で存在することになるのかは、現在世代の行動によって決定される経路次第で異なるという問題である（将来世代の可塑性）。将来世代が可塑的であることは、次の2つの重要な含意を持つ。第一に、将来世代の可塑性の下では、現在世代の行動がもたらす帰結を評価する際の情報的基礎である将来世代の選好が現在世代の選択によって異なってしまふ。現在世代のとり政策を評価する際、異なる人間同士を比較することになり、従来のフレームワークによる評価が実質的に不可能になる。

将来世代の可塑性についての第二の含意は、将来の時点で意思決定を行う人々の選好や価値基準が現在世代の行動に依存して決定するということである。将来の時点における意思決定は、さらに遠い将来の世代に影響を与えることになるため、現在世代の行動は継続的に将来世代に影響を与え得ると言える。

世代間資源配分問題における特性としては、さらに、将来発生する事象が不確実であることも挙げられる。将来世代の可塑性と相俟って、将来の不確実性もまた大きいと考えられる。

<sup>30</sup> 吉良（2006, 2010）、鈴木・蓼沼（2006）等

<sup>31</sup> Parfit（1982, 1984）

#### 4-1-2 歴史的経路選択に対する責任

上記の特性、特に将来世代の可塑性という問題のため、厚生経済学における規範的評価基準であるパレート基準や常識的な議論は適用できない。パレート基準については、どの政策を行うかにより、その結果として将来生存する人々の人格が異なってしまうため、政策の比較をすることができない。

常識的な議論では、例えば「将来世代は現在世代に対して財政赤字の削減（あるいは社会保障制度の改革）を要求する権利をもち、現在世代は将来世代に対して財政赤字の削減（あるいは社会保障制度の改革）を実行する義務を負う」という主張がされるが、将来世代の可塑性を考えた場合、巨額の財政赤字の削減等のような人々への影響の大きい政策が実行された場合と、実行されなかった場合とでは将来存在する人々の人格が異なる。そのような政策の実行を要求することは、自己の存在を否定することになってしまうため、このような権利の主張は論理的に不可能になる。

したがって、将来世代の利益を配慮する政策（世代間公平の実現に向けた政策）の実行の正当性を主張することには困難を伴う。そこで、鈴木・蓼沼（2006）では、「歴史的経路選択に対する責任」という考え方を提起することにより、将来世代の利益を配慮する政策を規範的に基礎づけようとする。

この考え方は、基本的に法哲学者のドゥオーキンや経済学者のローマーやフローベイらによって主張されている「責任と補償（responsibility and compensation）」という原理<sup>32</sup>を改編したものである。現在世代による財政赤字や社会保障制度に関わる政策決定は、将来世代の人格および福祉に対して、将来世代には責任を問えない形で影響する。この意味で現在世代が行う選択は現在から将来への歴史的経路の選択であり、潜在的に生存可能な将来のすべての人々の存在および厚生に影響を及ぼす社会的・歴史的選択でありながら、時間的構造のために将来世代はその意思決定に関与できない。したがって、現在世代が将来世代に対して負うべき「責任」とは、明確な基準に照らして現在世代の選択が社会的に最善だと説明可能な経路を選択する責任—「説明責任（accountability）」であると主張される。

#### 4-1-3 現在世代に対する説明責任

吉良（2006）は、上記の「歴史的経路選択に対する責任」の基本的な方向性

---

<sup>32</sup> 「責任と補償」では、ひとは自分の自由意思によってコントロールできる選択の帰結に対しては責任を負うべきであるが、自分の自由意思ではコントロールできない要因に基づく不遇と困窮に対しては本人に責任を負わせるべきではなく、社会的な「補償」が支払われるべきであるとする。Dworkin (1981a,b,2000)、Roemer (1985,1986)、Fleubaey (1995,1998)、鈴木・蓼沼 (2006) pp119-120。

を支持しつつ、現在世代においても、少なくとも自分たちが生きていく以上、一定の将来世代の存続を不可欠のものとしていることに注目する。現在世代は様々なインフラストラクチャーや、年金等の社会保障制度、国債、市場のような多種多様なシステム、あるいは、社会成員間における「信頼」や「互恵性」といった「ソーシャル・キャピタル」<sup>33</sup>等について、少なくとも一定の将来世代がその維持・実践を引き継いでくれることを前提し、そのような将来世代への期待を埋め込んだ各種のシステムの恩恵を受けることによって生存している。現在世代は、上記のような将来についての「物語」を共有することによって、現在の生活を可能にしているといえることができる。

したがって、吉良によれば、上記の同じ「物語」を共有し、その恩恵を受けているにもかかわらず、そこから逸脱し、将来世代について配慮をしない選択をするに当たっては、自己の属する現在世代に対してその選択について正当化する責任が生じる。すなわち、世代間公平に向けた政策は、将来世代への説明責任というより、むしろ同じ物語を共有する現在世代に対する説明責任と構成されるとする。

## 4-2 法制度を通じた世代間公平

### 4-2-1 選挙制度を通じた世代間公平

現在、我が国では、選挙権は満20歳以上の日本国民に付与されるため、将来世代を担うことになる20歳未満の国民の声は国家の意思決定には、事実上、反映されていないといえる。世代間公平の確保のためには、将来世代を担う者の意思を選挙において反映させることも一つの方法と考えられるところ、そのための望ましい選挙制度についての議論が行われている<sup>34</sup>。

まず、一例として、Demeny (1986) の提案するドメイン投票が挙げられる。これは、子供を持つ有権者が自身の1票に加え子供の数だけ票を有し、子供に代わって投票するものである。青木 (2011) は普通選挙や女性参政権など、民

---

<sup>33</sup> ソーシャル・キャピタルについては様々な定義が存在し、一般的な合意が存在しているわけではない(内閣府, 2003)が、社会学において登場し、発達したこの概念を政治学に導入し、大きな影響を与えたロバート・パットナムは、Putnam (1993) において「人々の協調行動を促すことにより社会の効率性を高める働きをする信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」と定義している。吉良 (2006) は、諸富 (2003) における次の議論に依拠する。すなわち、諸富 (2003) は、ソーシャル・キャピタルについて、「それは社会の成員間での『信頼』や『互恵性』に基づいて形成されるネットワークによって特徴付けられる。・・・社会の成員間で信頼が醸成されているからこそ、現在、相手の利益のために何らかの施しを行うことができる。それは直にではなくても、将来的に相手から自分に施しが返ってくると期待できるからである。このような形で信頼感に裏付けられた施しの交換が積み重ねられていく中で、社会の成員の間に『互恵性』が育まれていく」とする。

<sup>34</sup> この選挙制度を通じた世代間公平の議論における「将来世代」とは、事柄の性質上、現在世代のうち、20歳未満で選挙権を有していない世代を指す。

主的な選挙権拡大を例に、その必然性を説きつつ、「日本の場合、2007年の人口構造を使って計算すると、この投票方式を導入した場合・・・親が投票する票は全体の24%から37%に増加する一方、55歳以上の票は全体の43%から35%に減り、勤労・将来世代の票が55歳以上の票と拮抗するようになる」とする。ただし、憲法は、有権者が特定の人々の利益を代表して投票することも、また、全国民の代表たる国会議員が特定の人々の利益を代表して行動することも前提にしていないことから、ドメイン投票制度による一人一票原則からの乖離が憲法に抵触するおそれも指摘される。

そのほか青木（2011）は、次世代の意思をある程度反映させる方法として、選挙権年齢の引き下げ<sup>35</sup>も提案している<sup>36</sup>。ここで留意すべきことは、選挙権年齢の引き下げが行われるとしても、その正当化の理由は、特定の世代の意思を国政に反映する必要性に求めるのではなく、新たに投票権が付与されることになる若い有権者が、社会全体の利益を考えることができるくらい十分に大人であると社会が認知した点に求める必要があることである。

また、井堀（2000）は年齢別選挙区制の導入を提案している。例えば20歳代と30歳代の有権者を母集団とする選挙区を青年区、40歳代と50歳代を中年区、60歳以上を老年区というように、地域と年齢の二つの指標で選挙区割りをする。これにより、青年区の定数が青年有権者の人口に対応し、青年世代の利害を代表する政治家が量的にきちんと選出されることになる。

#### 4-2-2 環境分野における世代間公平

世代間公平に関して、従来から、特に環境の分野において地球規模な議論が活発に行われているところ<sup>37</sup>、わが国においても、平成5年に環境基本法が制定されるなど、近年、法制度の面での整備や議論の進展がみられるところである。そこで、この環境分野において、環境権や世代間公平の理念がどのように取扱われているか、概観する。

---

<sup>35</sup> 「日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）」はその施行までに、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、国は公職選挙法の選挙権年齢などを検討し、必要な法制上の措置をとるものと定めている。

<sup>36</sup> 青木（2011）は、退職年齢等の引上げによる現役勤労世代の増加も提案するが、雇用体系等の変更が必要であり、未成年者への選挙権拡大の方が実現が容易とする。なお、高齢社会の日本における雇用政策については、OECD編著（2005）が詳しい。

<sup>37</sup> 一例として、国連人間環境会議（ストックホルム会議：1972年）での『人間環境宣言』2. 原則（1）は、「人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等及び十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに、現在及び将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う。（以下略）」と規定し、また、国連環境開発会議（地球サミット：1992年、リオ・デ・ジャネイロ）での『環境と開発に関するリオ宣言』の第3原則は、「開発の権利は、現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たすことができるよう行使されなければならない。」と規定している。



環境権とは「環境を破壊から守るために、良い環境を享受しうる権利」とされる<sup>38</sup>。環境権については民法及び公法のそれぞれのアプローチがあるところ、判例は私権としては環境権を認めるには至っていない<sup>39</sup>。一方、憲法上の権利としての環境権については、憲法論では、社会権に関する憲法 25 条、幸福追求権に関する憲法 13 条を根拠として認められてきた<sup>40</sup>。しかし、憲法論では環境権について「将来世代が良い環境を享受しうる権利」まで論じられている例は少ないと思われる<sup>41</sup>。

我が国の環境分野の基本法である環境基本法では、同法の基本理念として、①健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と承継、②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会構築、③国際的協調による地球環境保全の積極的推進があげられている<sup>42</sup>。現在世代が放縦な社会経済活動を行った場合、将来世代に「健全で恵み豊かな環境の恵沢」を承継することが困難になるため、ここに持続可能な発展という考え方が導かれる。そして、この考え方の背後に世代間公平の理念があるとされる<sup>43</sup>。

このように、環境基本法には世代間公平の理念が認められるが、法的拘束力のある個別具体的な権利義務とまでは位置付けられていない。大塚（2010）によれば、この理念は実定法が従うべき一般志向や方向性を示す、ドウオーキンのいう「原則」としての一般的意義を有するものとして理解すべきとされる<sup>44</sup>。

#### 4-2-3 社会保障分野・財政分野における世代間公平

社会保障分野においては、憲法 25 条による生存権の保障がその中核<sup>45</sup>をなしている。しかし、憲法論では憲法 25 条によって保障された生存権の内容が将来世代の利益を含むものであるとは論じられていないと思われる。その一方で、菊池（2000, 2010）では、社会保障法制をめぐる最近の制度改革において、世代間公平の考え方が重要な役割を果たしているとする<sup>46</sup>。

また、財政分野においては憲法論としての議論はないが、その一方で小村（2008）は「財政法 4 条は、負担の世代間公平という考え方に立って公共事業費等に限って公債発行又は借入れを認めるという形で健全財政の原則を定めた

---

<sup>38</sup> 大塚（2010） p.56。

<sup>39</sup> 大塚（2010） p.57。

<sup>40</sup> 大塚（2010） p.58。

<sup>41</sup> この点を論じているものとして、石川（2006）、奥野（2007）等がある。

<sup>42</sup> 大塚（2010） p.47。

<sup>43</sup> 阿部・淡路編（2006） pp.32-33。

<sup>44</sup> 大塚（2010） p.48。

<sup>45</sup> 加藤・菊池・倉田・前田（2009） pp.46-47、西村（2006） pp.15-16、河野・江口編（2009） pp.11-15。

<sup>46</sup> 菊池（2000） p.245、菊池（2010） p.40。

ものと解される」<sup>47</sup>としており、健全財政の原則を定める財政法4条には世代間公平の視点があるとされる。

以上のとおり、社会保障分野・財政分野ともに個別法のレベルでは世代間公平の議論がされている。少子高齢化の急速な進展や経済成長率の低迷等の昨今の状況を踏まえれば、憲法論としても世代間公平の議論を視野に入れた議論の提起が、解釈論レベルでも望まれるとこのころではないかと考えられる。この点、憲法第43条第1項<sup>48</sup>にいう「全国民」には今後生まれてくる世代も含まれると解されるから、国会議員には将来世代も含めた全国民の代表として世代間の公平の実現を図ることが期待されていると考えられる。

なお、公共選択の立場を提唱したブキャナン・ワグナー（1979）は、経済学の観点から憲法（最高法規）による立法論レベルの解決を提案する。我が国における憲法改正の実現可能性の点からの課題は指摘されうるが、注目すべき考えであると思われる。

#### 4-2-4 世代間公平基本法の活用イメージ

上記の通り、様々な法制度を通じた世代間公平の確保のあり方を検討したところであるが、選挙制度を通じての確保には、さらに検討を深める余地があるというのが現状であるといえよう。

一方、現行実定法においては、世代間公平の理念に基づく規定や基本法が散見されるところ、当ワーキング・グループでは、環境基本法を参考に、「世代間公平基本法」の制定について検討が行われた<sup>49</sup>。この場合、この世代間公平基本法が定める内容としては、①国の財政面での世代間公平確保の責務の明確化、②世代間公平委員会の設置、③「世代会計」の作成と提出、④将来世代の利益の観点からの意見・勧告等が挙げられる。

そして、同法の制定により、現在世代が増税や負担を先送りして将来世代に過重な負担を課すことによる著しい世代間不公平は是正されるべきものであることが明確にされることとなる。そして、現在の世代の利益を代表する傾向にある政治家に対しては、法律により将来世代の利益を代表することが明示された世代間公平委員会が、将来世代の利益の観点から主張を行うことも可能とすることができよう。

#### 4-2-5 世代間公平委員会の活用イメージ

---

<sup>47</sup> 小村（2008）p.100。

<sup>48</sup> 憲法第43条第1項は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と規定している。

<sup>49</sup> 國枝（2004）。

世代間公平基本法により世代間公平委員会が設置された場合、当該委員会の任務としては、世代会計を作成・公表し、将来世代の利益の観点から内閣及び国会に意見を述べることが考えられる<sup>50</sup>。

当該委員会は、現在世代には将来世代の利益を配慮する責務があるという考え方の下で、例えば将来世代の利益を守る独立した組織として活動する。当該委員会においては、世代間不公平の是正の必要性に関する議論の提起や、新たな財政ルールを含む世代間公平を実現するための行為規範に関する議論などを担うことが期待される。このような取り組みを通じ、国民世論や政党間協議に基づく政策推進に影響を与えていくことが考えられる

しかしながら、世代間公平基本法であれ、世代間公平委員会であれ、世代間公平を過度に強調することには、世代間公平を盾にとった世代内公平の抑圧につながる危険が内包されているとの指摘もある<sup>51</sup>。一方、世代内公平のみを過度に強調することは歳出の増加を通じ、世代間公平に問題が生じる可能性がある。したがって、世代間公平については世代内公平との適切なバランスを図りつつ追求する必要がある。

#### 4-3 政治プロセスを通じた世代間公平の確保

##### 4-3-1 「非難回避の政治」を越える政治は可能か

政治プロセスを通じて世代間公平を確保するには困難が伴う。世代間公平の確保のためには、増税や社会保障給付の削減がしばしば必要であるが、これは有権者に対して不人気な政策であるため、政治家による「非難回避の政治 (politics of blame-avoidance)」<sup>52</sup>が働きやすい。すなわち、政治家は自らの再選に不利な選択を回避しようとするため、そのような不人気な政策決定にかかわることをできるだけ避けようとし、かかわらざるを得ない場合は、できるだけ自分の責任を見えなくしようとする。

このような「非難回避の政治」を越える政治は可能かという問題に関して、政治学において近年「政治投資」(policy investment)<sup>53</sup>という概念が議論されている。政治投資の促進要因としては、現在世代の利害関心に対して将来の世代の利害関心をどれくらい重く見積もるかという割引率と、割引率そのものを変えてしまうような深刻な危機、大災害、戦争などといった決定的出来事に関わっているが、これら両者は簡単にはコントロールすることができない。そこ

---

<sup>50</sup> 國枝 (2004)。

<sup>51</sup> 吉良 (2006)。

<sup>52</sup> Weaver (1986)、新川 (2004)。

<sup>53</sup> 政策の選択のうち、政府の債務、教育インフラ、災害被害の防止、地球温暖化の防止、健康に対する予防保健など、短期的にはコストを要するものの政策の効果発現のためには中長期的な時間軸を必要とするもののこと。Jacobs (2011) 参照。

で、Jacobs (2011) は、比較的コントロールが容易な長期的な政治投資の必要条件として、①選挙上の安全（その政策を実行することによる政権を失うリスクが比較的小さいこと）、②長期的な社会的利得の存在（長期的な社会的利得がその政策を実行することに伴うコストを上回っていると政策担当者が認識していること）、③制度的能力（その政策の実行を可能にするための政府と社会の様々な集団の関係が満たされていること<sup>54</sup>）、を挙げている。これらの条件が整うことにより、長期的な政治投資は行われやすくなる。

1990年代、スウェーデンは深刻な経済危機を経験し、年金制度が持続不可能となることを受け、超党派による議論等を経て年金改革を実現した<sup>55</sup>。この年金改革が実現した政治過程を Jacobs による議論の観点から理解すれば、以下の3つのポイントを挙げることができる。すなわち、①深刻な危機の下で年金改革を早期に解決しなくてはならないという決定的出来事の認識が共有されていたこと、②政党間の協力、与野党間の相互拘束（超党派のワーキング・グループで合意したことについて後から各党が一方的な修正を申し立てることをしないという取り決めを行ったこと）があったこと、③政策立案コミュニティから労働組合や経営者団体のような利益団体を隔離したこと、である。これらのポイントにより、Jacobs の挙げた三つの条件が満たされ<sup>56</sup>、長期的な政治投資を行う政策が実行されることになったと考えられる。

我が国において今後求められる世代間公平の向上を目指した政策も、上記のような長期的な政治投資であると考えられる。我が国においても Jacobs の議論や 1990年代のスウェーデンにおける年金改革の事例の検討から示唆される通り、世代間公平の必要性の認識を共有する主要政党間の合意を得ながら世代間公平の向上を目指した政策を推進していくことが求められる。

この点に関連して、内閣総理大臣の下に置かれ、有識者委員のみならず与野党国会議員、関連省庁の官吏、労使など関連団体の代表などで構成され、日本の社会保障政策推進にあたって重要な提言を行ってきた社会保障制度審議会の

---

<sup>54</sup> 具体的には、政府と社会の様々な集団との関係において、政策形成に対する集団の圧力に対する隔離の度合いによって政府の政策投資能力は変わってくるという議論がされる。最も隔離された超然内閣のような場合（「超隔離」 hyper insulation）及びあらゆる集団に開放されているような場合（「低隔離」 low insulation）には政策投資能力は高いが、少数の特権的な集団の発言にひきずられるような場合（「高隔離」 high insulation）には政策投資能力は低くなるとされている。

<sup>55</sup> スウェーデンの年金改革過程については、アンダーソン（2004）参照。

<sup>56</sup> 「選挙上の安全」、「長期的な社会的利得の存在」については政党間の協力と専門家による制度評価によって満たされ、「制度的能力」については政策立案コミュニティから労働組合や経営者団体のような利益団体を隔離したこと（「超隔離」）によって満たされたと見ることができる。ただし、「超隔離」の政治は民主的ガバナンスの社会的基盤の縮小や政権の浮動性を招くことが懸念されることに注意する必要がある。

存在が参考となる<sup>57</sup>。社会保障制度審議会は、2000年9月の意見書「新しい世紀に向けた社会保障」の提出を最後に、省庁再編の流れで廃止されてしまったが、世代間公平の実現に向けての超党派による議論・合意形成の場として、かつての社会保障制度審議会のような政府機関の再設置も考えられる。

#### 4-3-2 国民世論に基づく政策推進

首相のリーダーシップによって世代間公平の向上を目指した政策の推進を行っていくことも重要である。日本で首相がリーダーシップを発揮して自らの理念に基づいた政策を推進した事例として小泉政権の時代が挙げられる。これが可能になった背景として、2001年に経済財政諮問会議が設置される等の内閣機能の強化が行われたこと、また、党内権力基盤については選挙制度改革・政治資金規正法強化といった制度改革が行われたことにより党総裁・執行部が派閥や族議員に対して強い影響力を行使できるようになったこと等により、首相のリーダーシップが発揮しやすくなったと一般に指摘されている。

この点について、小泉政権による経済政策決定過程について分析した上川(2010)は、上記の制度改革の効果を認識する一方で、こうした制度の活用によってこの間の政治過程をすべて説明できるわけではないと論じる。上川によれば、小泉首相が「強い首相」として自らの理念に基づいた政策を一定程度実現できた背景には、小泉首相の政策理念が国民世論の支持を得ていたという時代状況があった。上川は、国民世論の高い支持があったからこそ、小泉首相は自民党内の反発にもかかわらず自らの理念に基づいた政策を実施することが可能になったと主張する。上川の研究からは、世代間公平の向上に向けた政策を実行するためには、それを可能にする制度の構築のみならず、その政策についての国民世論からの支持を得ることも重要であるということが出来る<sup>58</sup>。

また、牧原(2009a, 2009b)は、イギリス行政学で提唱されている「ドクトリン」概念に着目する。「ドクトリン」とは、通常理解されている意味での仮説と検証のための「理論」ではなく、実践的な提言と説得力とを特質とするもので、内閣機能の強化、地方自治体への権限委譲、資格任用制の整備などの行政固有の改革構想のことをいう。牧原はこのような「ドクトリン」が諮問機関等

---

<sup>57</sup> 菊池(2009)。なお、Jacobsの議論に従えば、菊池の指摘は「低隔離」に相当すると思われる。

<sup>58</sup> なお、アメリカ合衆国の1970年代前半から1990年代後半の財政再建を目指す予算編成改革の政治を分析した待鳥(2003)は、有権者の態度変化を表す「マクロ・トレンド」に着目し、アメリカの財政赤字が1990年代に解消された背景に、財政再建に有利な「マクロ・トレンド」の出現とその下での議員行動の変化による予算編成手法の転換が1990年代になって生じたことを指摘し、政策推進にあたって国民世論の支持を得ることの重要性を示唆している。

による行政改革の報告書によって形成され、形成された「ドクトリン」が改革を嚮導していくことを明らかにする。牧原の研究からは、世代間公平の理念を「ドクトリン」として位置付けることができるならば、個別政策を世代間公平に基づいたものとするのが可能となると考えられる。そこでは、世代間公平の理念の下に個別政策を見直していくという政策実現プロセスが想定できると思われる。世代間公平という理念が国民世論の支持に基づいている場合には、さらに力強い実現プロセスが期待できると考えられる。

世代間公平については、多くの国民に情報共有がなされておらず、その重要性が十分認識されていないと思われる。そのため、まず社会的に世代間公平の現状を共有することが必要であると思われる。そのため、政府においては、世代会計の作成・公表を含めた世代間公平についての社会的な情報共有に向けた格段の努力が求められる。政府が国民に対して、世代間公平についての正確で分かりやすい情報を伝え、その関心を喚起することによって、世代間公平についての国民世論の支持を得ることが可能になるものと思われる。

#### 4-3-3 基本方針としての世代間公平

世代間公平の向上を目指した政策を推進することは容易ではない。したがって、以上述べてきたように、国民世論の支持や政党間合意を通してこれを推進していくことが求められる。

その際、法律学において特に刑事裁判に関して伝統的に議論されてきた *doctrinal dilemma* という問題に留意する必要がある<sup>59</sup>。これは、個別の論点が相互に論理的な関係にあるときに個々の論点における多数決の積み上げを行った場合と結論についての多数決を行った場合で、全体の結論に不整合が生じてしまう場合が論理的にあり得るという問題である<sup>60</sup>。整合的な政策決定が行われるためには、個々の論点に関する多数決の結論から論理的に導出される結論を全体の結論とし、最終的な結論について改めて実質的採決を行わないことが必要となる。

世代間公平の向上を目指した政策もこの問題に直面する可能性がある。この観点からは、世代間公平という基本方針について社会的な合意を得ることとし、個々の論点についてはこの基本方針から論理的に導出される結論を採用していくことが必要となると考えられる。

---

<sup>59</sup> 平野（1958）pp.271-273、兼子・竹下（1978）pp.262-264。

<sup>60</sup> たとえば、以下の事例が考えられる。刑事裁判において犯罪の実行行為の有無について裁判官が2対1でこれを肯定し、違法性阻却自由の有無については2対1でそれを否定したとする。この論点の積み上げでは有罪という結論が導かれるが、裁判官個人でみれば2対1で無罪だと考えているという場合が論理的にはあり得る。

#### 4-4 財政ルールを通じた世代間公平の確保

現在、政府は財政運営戦略に従い基礎的財政収支の均衡に向けて取り組んでいる。ここでは、現在の政府の取組みについて概観し、その上で、従来から指摘されているドーマー条件及びボーン条件、さらには本ワーキング・グループで委員から提案のあった財政ルールについて鳥瞰する。

##### 4-4-1 現在の政府の取組み

財政の健全性を担保するための基礎として、憲法（財政民主主義（83条）、単年度主義（86条）等）や財政法（健全財政主義（4条）、会計年度独立の原則（12条）等）の規定がある。これらの規定により我が国では、特定年度の歳出に必要な財源は、当該年度における、公債<sup>61</sup>等以外の歳入をもってあてることとされ、これらが年度ごとに財政民主主義によって統制されている。すなわち、特定年度に必要な財源は当該年度の税収等をもって賄うこととされており、これを世代間公平という観点からみれば、特定年度に属する世代の責任として均衡財政を位置付けているものと考えられる。

しかし、それにも拘わらず、我が国の財政は国際的にみて最も深刻な状況に陥っている。政府は、昨年6月22日に財政運営戦略を閣議決定し、国・地方及び国の基礎的財政収支について、ともに「遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする」こと、「2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる」ことを財政健全化の目標と定めた。また、これを実現するため、ペイ・アズ・ユーゴーなどの予算編成ルールを定めた。

また、本年6月30日には、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」ことなどを内容とする「社会保障・税一体改革成案」が政府・与党社会保障改革検討本部で決定（7月1日に閣議報告）された。

基礎的財政収支の均衡は、その年度に必要な政策的経費を当該年度の税収・税外収入で賄うこと（今年は「つけ」はしないということ）であり、将来世代の負担を増やさないようにするための重要な目安である。

##### 4-4-2 ドーマー条件

財政の持続可能性のルールの代表的なものにDomar（1944）が提唱したドーマー条件がある。これは、公債残高増加率を経済成長率よりも低くすれば、将来的に公債残高の対GDP比が発散するほど大きくならず、政府債務は持続可能

---

<sup>61</sup> いわゆる建設国債等を除く。これは負担の世代間公平という考え方にたって、公共事業等に限って公債発行等を認めたものである（小村，2010）。

であるという条件である。さらに、基礎的財政収支をゼロにするという財政運営を続けているときには、公債利子率が経済成長率よりも低ければ、政府債務は持続可能である<sup>62</sup>。

#### 4-4-3 ポーン条件

Bohn (1998) が提唱した財政の持続可能性の十分条件であるポーン条件は、政府債務の増加に応じ一定の基礎的財政収支を改善するような財政運営を行うことである。土居 (2004) は、ポーン条件の意味するところの直感的な説明として、「公債残高がある水準以上大きくなったときには基礎的財政収支が改善するように財政運営し、かつその運営ルールから大きく逸脱することはないならば、政府債務は持続可能である」としている<sup>63</sup>。

#### 4-4-4 井堀委員の提案

財政再建を有効に進めるため、例えば、①景気変動要因を除いても発生する構造的財政赤字が増えれば、それに合わせて当該赤字増加額以上の歳出削減や増税が自動的に実施される仕組みを予算編成に入れておくこと、②新たな歳出増にはそれ以上の新たな財源（財政赤字の減少分も含めた財源）を充てるという強いペイ・アズ・ユーゴー方式が考えられる。

#### 4-4-5 吉野委員の提案

政府が、国債残高の抑制、GDP ギャップ縮小、政府支出の変動の抑制（スムーズな変更）を目的として行動すると仮定する。国債の需要と供給を含む制約条件の下、政府の目的関数の最適化問題を解くと、安定化のための財政ルールが導出される。具体的には、政府支出額を決定する際には、税収の状況、長期の国債残高目標からの乖離、景気対策としての財政支出に関する GDP ギャップ、政府支出のスムーズな変更に関する前年度の政府支出額、民間の資産のうち国債需要に回せる資金量を考慮した財政ルールに従うことが考えられる。そこでは、長期の国債残高目標を低めに設定することにより、資金を公共部門（国債）から民間部門にシフトさせ、財政健全化と成長を同時に達成すること

---

<sup>62</sup>一般にドーマー条件は、利子率が成長率よりも低いことが財政の持続可能性の条件として知られているが、これには基礎的財政収支がゼロという強い前提があることに留意が必要である（土居、2004）。

<sup>63</sup> 我が国の財政運営についてのポーン条件の最近の実証研究では、財政が持続可能ではないとする例が多い。例えば、土居 (2004) では 1990 年代中葉以降の財政運営によって持続可能でなくなる方向に財政運営が行われた」、加藤 (2010) では「持続可能性が満たされず、また 1990 年代中盤の財政運営（政府支出拡大や減税等）がその背景にあると考えられる」としている。



が期待される。

以上

## 参考文献

- ・「財政運営戦略」(2010)
- ・アウアバック・アラン J・ローレンス J・コトリコフ・ウィリー・リーブフリッツ (1998)「世代会計の国際比較」、『金融研究 1998.12』、日本銀行金融研究所
- ・青木玲子・Rhema Vaithianathan (2010)「少子化と世代間所得分配の政治経済学」『経済研究』 Vol.61, No2, Apr. 2010
- ・青木玲子 (2011)「次世代へのコミットメントに国民的合意を 世代間資源配分の公平を目指す選挙制度の改革」、『NIRA モノグラフシリーズ』
- ・麻生良文 (2001)「財政赤字 世代会計の視点」Project on Intergenerational Equity Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, Discussion Paper No. 16
- ・阿部泰隆・淡路剛久編 (2006)『環境法 [第3版補訂版]』、有斐閣
- ・アンダーソン, カレン M. (2004)「スウェーデンの年金改革——成熟した年金システムにおける抜本的改革——」、新川敏光・ジュリアーノ・ボノーリ編 (新川敏光監訳)『年金改革の比較政治学：経路依存性と非難回避』、ミネルヴァ書房
- ・石弘光 (2008)『現在税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』、東洋経済
- ・石川健治 (2006)「憲法改正論というディスクール——WG提案を読んで」『ジュリスト』1325号
- ・井堀利宏 (2000)『財政赤字の正しい考え方』、東洋経済新報社
- ・井堀利宏 (2001)「財政改革の理論と評価：先送り現象の分析」、『フィナンシャル・レビュー February 2001』、財務省財務総合政策研究所
- ・井堀利宏 (2004)『日本の財政赤字』、岩波書店
- ・井堀利宏 (2008a)『「歳出の無駄」の研究』、日本経済新聞社
- ・井堀利宏 (2008b)『財政 第3版』、岩波書店
- ・井堀利宏・板谷淳一 (1998)「財政再建の理論的分析」、『フィナンシャル・レビュー』、大蔵省財政金融研究所
- ・井堀利宏・中里透・川出真清 (2002)「90年代の財政運営：評価と課題」、『フィナンシャル・レビュー July-2002』、財務省財務総合政策研究所
- ・大塚直 (2010)『環境法<第3版>』、有斐閣
- ・奥野恒久 (2007)「開発に対する民主的規制と日本国憲法：環境規定をめぐる改憲議論を視野に入れて」、室蘭工業大学環境科学防災研究センター『地域環境に関する歴史的・文化的・社会的研究』 pp.19-33
- ・加藤淳子 (1997)『税制改革と官僚制』、東京大学出版会

- ・加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子（2009）『社会保障法〔第4版〕』、有斐閣
- ・加藤久和（2010）「財政の持続可能性と財政運営の評価」、井堀利宏編『財政政策と社会保障』、慶應義塾大学出版会
- ・兼子一・竹下守夫（1979）『裁判法〔新版〕』、有斐閣
- ・上川龍之進（2010）『小泉改革の政治学』、東洋経済新報社
- ・川出真清・伊藤新・中里透（2004）「1990年以降の財政政策の効果とその変化」、井堀利宏編『日本の財政赤字』岩波書店、第5章
- ・河野正輝・江口隆裕編（2009）『レクチャー社会保障法』、法律文化社
- ・菊池馨実（2000）『社会保障の法理念』、有斐閣
- ・菊池馨実（2009）「新たな持続可能性の視点——社会保障を支える市民的・社会的基盤の再構築」、駒村康平・菊池馨実編『希望の社会保障改革——お年寄りに安心を・若者に仕事を・子どもに未来を』、旬報社
- ・菊池馨実（2010）『社会保障法制の将来構想』、有斐閣
- ・北浦修敏・南雲紀良（2004）「財政政策の短期的効果についての一考察：無制約VARによる分析」、『PRI Discussion Paper Series No. 04A-18』、財務省財務総合政策研究所
- ・吉良貴之（2006）「世代間正義論——将来世代配慮責務の根拠と範囲」『国家学会雑誌』119巻5・6号、pp.23-87
- ・吉良貴之（2010）「世代間正義と将来世代の権利論」、愛敬浩二編『講座 人権論の再定位（2） 人権の主体』、法律文化社
- ・國枝繁樹（2004）「税制改革の政治経済学」、青木昌彦・鶴光太郎編『日本の財政改革 「国のかたち」をどう変えるか』、東洋経済新報社
- ・経済企画庁（1998）『平成10年度年次経済報告 創造的発展への基礎固め』
- ・コトリコフ，ローレンス（1993）香西泰監訳『世代の経済学 誰が得をし、誰が損をするのか』、日本経済新聞社
- ・小村武（2008）『予算と財政法〔四訂版〕』、新日本法規
- ・近藤広紀・伊藤新（2004）「中立命題の検証 政府支出調達面からの将来世代の負担の考察」、井堀利宏編『日本の財政赤字』、岩波書店
- ・佐藤主光（2006）「政府間財政関係の政治経済学」、『フィナンシャル・レビュー May-2006』、財務省財務総合政策研究所
- ・新川敏光（2004）「日本の年金改革政治——非難回避の成功と限界——」、新川敏光・ジュリアーノ・ボノーリ編（新川敏光監訳）『年金改革の比較政治学：経路依存性と非難回避』、ミネルヴァ書房
- ・鈴木興太郎・蓼沼宏一（2006）「地球温暖化の厚生経済学」、鈴木興太郎編『世代間衡平性の論理と倫理』東洋経済新報社

- ・田中秀明（2011）『財政規律と予算制度改革 なぜ日本は財政再建に失敗しているか』、日本評論社
- ・土居丈朗（2000）『地方財政の政治経済学』、東洋経済新報社
- ・土居丈朗（2004）「政府債務の持続可能性の考え方」、『PRI Discussion Paper Series』、財務省財務総合政策研究所
- ・内閣府（2003）「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」
- ・内閣府（2011）「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」
- ・中里透（2005）「財政政策の効果」、貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所『財政赤字と日本経済 財政健全化への理論と政策』、有斐閣
- ・西村健一郎（2003）『社会保障法』、有斐閣
- ・バロー， J. ロバート（2010）谷内満監訳、増井彰久訳『バローマクロ経済学』、同友館
- ・平野龍一（1958）『刑事訴訟法』、有斐閣
- ・ブキャナン， J.M.・R.E.ワグナー（1979）（深沢実、菊地威訳） 『財政赤字の政治経済学—ケインズの政治的遺産』、文眞堂
- ・別所俊一郎（2010）「財政規律とコミットメント」、『会計検査研究』
- ・ホリオカ， チャールズ・ユウジ（2004）「団塊世代の退職と日本の家計貯蓄率」、『団塊の世代の退職と日本経済に関する研究会報告書』、財務省財務総合政策研究所
- ・ホリオカ， チャールズ・ユウジ・山下耕治・西川雅史・岩本志保（2002）「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」、『郵政研究所月報』
- ・牧原出（2009a）『行政改革と調整のメカニズム』、東京大学出版会
- ・牧原出（2009b）「政策としての「コミュニティ」支援——『仙台市コミュニティビジョン』を素材に——」『法学』第73巻第6号 pp.209-241
- ・増島稔・田中吾郎（2010a）「世代間不均衡の研究Ⅰ～財政の持続可能性と世代間不均衡～」、『ESRI Discussion Paper Series No. 246』
- ・増島稔・田中吾郎（2010b）「世代間不均衡の研究Ⅱ～将来世代の生年別の受益・負担構造の違い～」、『ESRI Discussion Paper Series No. 247』
- ・待鳥聡史（2003）『財政再建と民主主義：アメリカ連邦議会の予算編成改革分析』、有斐閣
- ・宮里尚三（2009）「1990年代の世代間再分配政策の変遷—世代会計を用いた分析」、井堀利宏編『財政政策と社会保障』第8章
- ・諸富徹（2003）『環境』、岩波書店（思考のフロンティア）
- ・吉田浩（2006）「世代会計による高齢化と世代間不均衡に関する研究（改訂版）—2000年基準による世代会計推計結果」、Institute of Economic Research,

Hitotsubashi University, Discussion Paper No. 287

・吉田浩 (2008) 「世代会計による世代間不均衡の測定と政策評価」、貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』、中央経済社

・OECD 編著 (2005) 清家篤監訳、山田篤裕・金明中訳『高齢社会日本の雇用政策』、明石書店

・Alesina, Alberto and Allan Drazen (1991), “Why are Stabilizations Delayed?,” *The American Economic Review*, Volume 81, Issue 5

・Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1991) “Generational Accounts - A Meaningful Alternative to Deficit Accounting,” *NBER Working Paper No. 3589*

・Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1994) “Generational Accounting: A Meaningful Way to Evaluate Fiscal Policy”, *Journal of Economic Perspectives*, Volume 8, Number 1 Winter 1994

・Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz (1999) “An International Comparison of Generational Accounting”, *Generational Accounting around the World*, University of Chicago Press

・Black, Duncan (1948) “On the Rationale of Group Decision-making”, *The Journal of Political Economy*, Vol. 56, No. 1

・Bohn, Henning (1998) “The Behavior of U.S. Public Debt and Deficits,” *Quarterly Journal of Economics* vol. 113

・Cukierman, Alex and Allan H. Meltzer (1989), “A Political Theory of Government Debt and Deficits in a Neo-Recardian Framework”, *American Economic Review*, Vol. 79 No. 4

・Cutler, David (1993) “Review of Generational Accounting: Knowing Who Pays, and When, for What We Spend,” *National Tax Journal* Vol. 46 No. 1

・Domar, Evsey D. (1944) “The Burden of the Debt” and the National Income,” *American Economic Review*, Vol. 34, No. 4

・Dworkin, R. (1981a) “What is Equality? Part 1: Equality of Welfare,” *Philosophy and Public Affairs* 10, pp.185-246.

・Dworkin, R. (1981a) “What is Equality? Part 2: Equality of Resources,” *Philosophy and Public Affairs* 10, pp.283-345.

・Dworkin, R. (2000) *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』、木鐸社、2002年)

- Fleurbaey, M. (1995) “Equality and Responsibility,” *European Economic Review* 39, pp.683-689.
- Fleurbaey, M. (1998) “Equality among Responsible Individuals,” in J.-F. Laslier et al., eds., *Freedom in Economics: New Perspectives in Normative Analysis*, London: Routledge.
- Jacobs, Alan M.(2011) *Governing for the Long Term: Democracy and the Politics of Investment*, Cambridge University Press
- Kotlikoff, Laurence J. (1997) “Reply to Diamond’ s and Cutler’ s Reviews of Generational Accounting,” *National Tax Journal* Vol. 50, No. 2
- Mulligan, Casey B. and Sala-i-Martin Xavier (1999), “Gerontocracy, Retirement, and Social Security,” *NBER Working Paper*, May 1999
- Nordhaus, William D. (1975) “The Political Business Cycle,” *Review of Economic Studies* 42 (2)
- Parfit, D. (1982) “Future Generations, Further Problems,” *Philosophy and Public Affairs* 11, pp.113-172.
- Parfit, D. (1984) *Reasons and Persons*, Oxford: Oxford University Press. (森村進訳『理由と人格』勁草書房、1998年) .
- Putnam, Robert D. (with Robert Leonardi and Raffaella Y. Nanetti) (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press (河田潤一訳『哲学する民主主義——伝統と改革の市民構造』NTT出版、2001年)
- Tabellini, Guido and Alberto Alesina (1990) “Voting on the Budget Deficit,” *American Economic Review* 80 (1)
- Rogoff, Kenneth (1990) “Equilibrium Political Budget Cycles,” *American Economic Review* 80 (1)
- Roemer, J. E. (1985) “Equity of Talent,” *Economics and Philosophy* 1, pp.151-181
- Roemer, J.E. (1986) “Equality of Resources Implies Equality of Welfare,” *Quarterly Journal of Economics* 101, pp.751-784
- Velasco, Andres (1997) “Debt and Deficits with Fragmented Fiscal Policymaking,” *NBER Working Paper No. 6286*
- Velasco, Andres (1999) “A Model of Endogenous Fiscal Deficits and Delayed Fiscal Reforms,” *Fiscal Institutions and Fiscal Performance*, University of Chicago Press
- Weaver, R. K. (1986) “The Politics of Blame Avoidance,” *Journal of Public Policy* 6(4), pp.371-398

